

重要事項説明書

＜令和7年4月1日＞

□1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 雪山福祉会
代表者氏名	理事長 本木下 恵理子
法人の所在地	鹿児島県肝属郡東串良町池之原2384-1
法人の電話番号	0994-63-5533
定款の目的の定めた事業	認定こども園の経営 延長保育 障がい児保育 学童保育 子育て支援

□2 事業の目的・理念等

事業の目的	児童福祉施設として子育て家庭や地域に対し、 認定こども園としての役割を確実に果たす。
教育・保育の理念	限りなく伸びていく可能性を秘めた子ども達が、 現在を最も良くいき望ましい未来をつくりだす力の基礎を養う。
教育・保育方針	豊かな人間性を持った子どもを育てる教育・保育
めざす姿	○めざす認定こども園像 子どもにとって、生き生きとした活動ができ、毎日通いたいと思える 認定こども園 ○めざす保育教諭像 心身共に健康で、明朗活発な進み行く保育教諭 ○めざす子ども像 豊かな心、かしこい頭、丈夫な体を持つ園児
教育・保育目標	5つの心を持てる子どもに育つことを目指す。 ★元気でがんばる子ども ★明るく優しい子ども ★はい、いいえの言える子ども ★みんなと遊べる子ども ★約束を守る子ども

□3 サービスの目的

認定こども園青葉保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行う事を目的とします。

- （1）「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- （2）「当園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体化に行います。
- （3）「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

□4 認定こども園の概要

名称	認定こども園 青葉保育園							
所在地	鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2 3 8 4 - 1							
認証年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日 （認定こども園青葉保育園；平成 3 1 年 3 月 2 2 日許可）							
電話番号	0 9 9 4 - 6 3 - 5 5 3 3							
施設長氏名	園長 中村 博樹							
入所定員	年齢	5 歳児	4 歳児	3 歳児	2 歳児	1 歳児	0 歳児	合計
	1 号認定	5 名	5 名	5 名	—	—	—	1 5 名
	2 号認定	1 5 名	1 5 名	1 2 名	—	—	—	4 2 名
	3 号認定	—	—	—	1 5 名	1 5 名	8 名	3 8 名
職員数	3 9 人							
取り扱う保育事業の種類	認定こども園 延長保育 障がい児保育 一時保育 課後児童健全育成 子育て支援							
自己評価の概要	保育教諭自身の保育や援助、環境設定等に対する評価を総合的に判断する。							
職員への研修の実施状況	内部研修、外部研修年 1 回以上実施							
嘱託医・薬剤師	高山胃腸科・外科 あげの歯科医院 末盛真亜紗							

□5 開所日・開所時間

【1 号認定（教育標準時間）】

※園と直接契約となります。

入園申込書を園へ提出後、居住する市町村へ利用認定の申請を行います。

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	教育標準時間	9 時 0 0 分～1 5 時 0 0 分（6 時間）
預かり保育	教育標準時間	7 時 0 0 分～9 時 0 0 分 1 5 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分
延長保育	教育標準時間	夕：1 8 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分
開所時間	月～土曜日	7 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分 ※1 9 時 0 0 分で保育終了となります。 これを超えてのお預かりはできません。
休園日・休業日	日曜日、祝日、年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日） 新年度準備の為の年度末（3 月 3 0 日～3 1 日） ※感染症流行時・警報発令時には休園することがあります。	

【2 号・3 号認定こども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分（1 1 時間）
	保育短時間	8 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分（ 8 時間）
延長保育	保育標準時間	夕：1 8 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分
	保育短時間	朝： 7 時 0 0 分～ 8 時 3 0 分 夕：1 6 時 3 0 分～1 9 時 0 0 分
開所時間	月～土曜日	7 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分 ※1 9 時 0 0 分で保育終了となります。 これを超えてのお預かりはできません。
休園日	日曜日、祝日、年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日） 新年度準備の為の年度末（3 月 3 0 日～3 1 日） ※感染症流行時・警報発令時には休園することがあります。	

【保護者負担について】

※基本保育料・・・・・・各々お住まいの市町村で保育料を決定します。

従来の保育園では、保育料は各市町村へ納付しておりましたが、
認定こども園移行後は、当園へ直接納付頂きます。

※各種お預かり代

1号認定・・・・・・教育時間外のお預かり・土曜お預かり・長期休業お預かり含む

2・3号認定・・・・保育時間外の延長保育料

※別途給食費及び特定教育・保育に必要とする用品等の実費徴収があります。

□6 施設の概要

敷地	面積 3351,00 m ²
建物	鉄筋コンクリート
施設の内容	保育室 3室 面積 168,00 m ² ほふく室 2室 面積 104,00 m ² 乳児室（調乳室含）1室 面積 43,53 m ² 給食室 面積 54,28 m ² その他 1689,80 m ² 幼児用トイレ 20個
設備の種類	冷暖房
その他	屋外遊技場 面積 1291,35 m ²

□7 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤の資格
施設長	1人			
保育従事職員	14人	保育教諭	8人	保育教諭・保育士
栄養士			1人	栄養士
看護師			1人	看護師
調理師			1人	調理師
事務員	1人			
その他	1人		8人	

法令の最低基準以上の職員を整えていきます。

□8 教育・保育計画

年齢毎に年間・月間計画を作成

0・1・2歳児については個別計画も作成

□9 障がい児等支援の必要な児童の保育について

集団保育可能な児童のみ、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成し実施します

□10 毎日の保育の流れ

一日の流れは、別紙参照

□11 昼食等について

昼食・おやつ	保護者の方へは、給食便りにて献立をお知らせします。 行事等にあわせてお弁当持参をお願いすることがあります。
アレルギーなどの 対応	食材の中でアレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にご 連絡ください。ご相談の上、除去する等の対応をとります。
衛生管理等	調理員、主幹保育教諭、調乳する保育士は毎月検便をします。 その他の職員は、定期的に検便を行います。

給食会議を開催し、献立表、食物アレルギー対応の検討等実施しています。

□12 入園児に必要な書類等

- ・児童票
- ・健康診断票（新入園児のみ）

□13 コドモン保護者アプリについて

- ①こども園での状況や家庭での状況を相互連絡しあう為に、アプリの登録をお願いいたします。

（機嫌、体温、睡眠、食事、排泄）

アプリを通じて、食事・あそび・覚えたこと、挑戦していること等、認定こども園側はもちろんで
すが、家庭での様子もできるだけお知らせください。

- ②登降園管理のために、登降園時にアプリの QR コードを QR コードリーダーにかざして打刻をしてく
ださい。

□14 園だより、クラスだよりについて

月に1回発行します。月の行事や連絡事項等をお知らせしますので、必ずご確認ください。行事等
に関するお知らせは、その都度発行します。尚緊急の連絡はコドモンアプリから行います。

□15 保護者に用意していただく物

別紙参照

□16 保護者との交流

- ①年に1回、保護者会総会を開催し、行事や出来事、又、保護者のご意見をいただく場を設けます。
②年に2回保育参観日を設けます。

□17 健康診断について

- ①健康診断・歯科検診

健康診断（年2回）、歯科検診（年1回）嘱託医が健診します。結果については、出席ノートの健康診
断表に記載します。

- ②身体測定

毎月1回身長、体重の測定を行います。結果については、コドモンアプリの成長記録に記載します。

- ③その他

乳幼児の日頃の様子でご心配なことがありましたら認定こども園にご相談下さい。

□18 料金

①月極保育料

お住まいの市町村の基準に従います。

②お預り料金

時間帯	1 号認定	2 号・ 3 号 （標準時間）	2 号・ 3 号 （ 短時間 ）
7：00 ～ 8：30	預り保育	基本保育時間 (保育料に含む)	1 0 0 円/1 時間
8：30 ～ 9：00	登園時間		基本保育時間
9：00 ～ 15：00	基本保育時間 (保育料に含む)		
15：00 ～ 15：30	降園時間	基本保育時間 (保育料に含む)	基本保育時間 (保育料に含む)
16：30 ～ 18：00	預り保育		1 0 0 円/1 時間

日額利用料

時間帯	1号認定
(平日及び土曜日の利用料)	430円

※但し、土曜日につきましては、7:00～18:00までの時間が預り保育となります。

③延長保育料

時間	18:00～19:00
日利用	100円

④給食費

1号認定・2号認定	
主食費 500円	副食費 4,800円（東串良町は無償）

※東串良町以外の園児の方でも、副食費免除となる場合もありますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。※主食（白ご飯）は園で炊飯します。

⑤その他

園服、体操服、等別途費用がかかります。

□19 支払い方法

保護者の指定口座より口座振替となります。

毎月当月末日に引き落とされます。金融機関が休業日の場合は、翌営業日になります。

延長保育料も保護者の指定口座より口座振替となります。毎月末締めで、翌月末日に引き落とされます。金融機関が休業日の場合は、翌営業日になります。

園服、体操服等は、現物引き渡し時に代金を頂きます。

□20 保育所の利用に際し留意して頂きたいこと

毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行って下さい。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えて下さい。 園で発熱した場合は、ご連絡させていただきます。 (嘱託医の指導を基にしております)
感染症について	感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園して下さい。医療機関より、意見書が必要な感染症に感染した場合、意見書を貰ってからの登園となります。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。「投薬願い」に内容を記入し職員に直接お渡し下さい。
欠席する場合 登園が遅れる場合	欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、9時までにコドモンにてお知らせ下さい。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなります。18時までにコドモンにてご連絡をお願いします。
日利用で延長保育が必要な場合	ご連絡が無い場合も18時を過ぎますと延長保育となります。
怪我をした場合	発生状況、怪我の状態を詳しくお知らせいたします。状況により取り急ぎ受診します。

□21 賠償責任保険

保険会社	保険の種類
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	認定こども園児傷害保険

□22 緊急時の対応方法

- ①保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急先へ連絡をします。
- ②保護者と連絡が取れなかった場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名	高山胃腸科・外科 南曲 尚	
	所在地	肝属郡肝付町前田 9 2 3-1	電話 0994-65-1296
嘱託医	氏名	あげの歯科医院 揚野 久利	
	所在地	肝属郡肝付町新富 107-4	電話 0994-65-4444
学校薬剤師	氏名	末盛真亜紗	
	所在地	鹿児島市下荒田 2 丁目 4 1-6	
救急隊	管轄消防署名	東部消防署	
	所在地	鹿屋市串良町下小原 2001 番地	電話 0994-63-5499
警察署	管轄警察署	肝付警察署	
	所在地	肝属郡肝付町新富 4934-1	電話 0994-65-0110

□23 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	東部消防署へ届出 防火管理者 中村 博樹
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月実施します。 年 2 回は、消防署立ち会いの下実施します。
防災設備	自動火災報知設備・消火器・屋外消火栓設備・ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報設備・非常警報設備・その他、カーテンの防災処理
避難場所	避難・消火訓練は、毎月実施します。 避難所「西側園庭」

□24 保育所運営に関する相談・苦情

①相談・苦情担当（別紙記入）

相談・苦情受付責任者	中村 博樹（園長）
相談・苦情受付担当者	岡山 恵美（主幹保育教諭） 浅井 真奈美（主幹保育教諭）
第三者委員	松留 道雄
	前薊 美智子
	橋口 真澄

□25 特色ある保育

- ①体操教室（3・4・5 歳児対象）
- ②英会話教室（4・5 歳児対象）
- ③お茶の会への取り組み（5 歳児のみ）
- ④食育への取り組み（全園児）

□26 当園におけるその他の留意事項

- ①保護者会活動を行っています。
- ②宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ③敷地内は禁煙です。

□27 保育料の未納に関する留意事項

- ① 保育料は毎月末に口座振替と致します。残高不足で振替ができない場合は集金袋にてご納付下さい。
主食費は1年分を4月に集金袋にて集金します。
- ② 当園からの督促にも関わらず、適正な理由なく保育料の未納が2ヶ月以上続く場合、該当児童の登園を停止し、引き続き利用料を納付しないときは、市町村との協議の上、退園処理を取ることがございます。
- ③ 当園は退園後も未納分の保育料を請求し、なお納付がない場合は関係機関との協議の上法的
手続きを取ることがございます。

□28 延長保育料の未納に関する留意事項

- ① 延長保育料は毎月末締めで、翌月末日に口座振替と致します。残高不足で振替ができない場合は集金袋にてご納付下さい。